

序章 本ガイドラインについて

序-1 公共サイン整備の目的

公共サインとは、標識や案内図、表示板など、生活する市民や来訪者に目的となる施設の名称、所在地、位置、説明などの様々な情報を提供するものの総称である。

これまで本市の公共サイン整備に関しては、神栖市としての統一したガイドライン等の基準が示されていないことから、サイン設置については、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」等を参考にしつつ、各所管課の判断により企画検討し、個別に設置してきた。

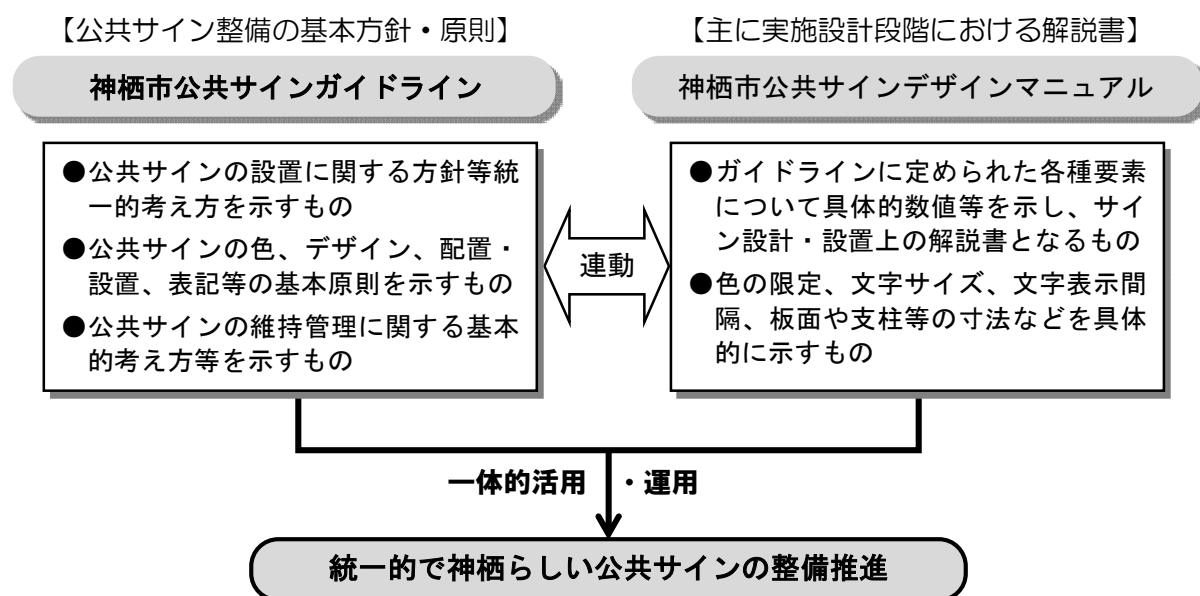
このため、合併後も含め市域全体として公共サインのデザインに統一性がなく、市全体における連続性という観点からも配慮に欠け、必ずしも来訪者や市民にとってわかりやすいものとは言えない状況であった。そのため、神栖市の主要施設など公共性の高い情報について、住民やその他利用者の行動支援のため、わかりやすく、伝わりやすく、かつ、地域、景観との調和に配慮したデザインの統一された公共サインの整備を図り、かつ、神栖らしい公共サインの整備を図っていくことを目的とし、「神栖市公共サインガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を定めることとする。

序-2 本ガイドラインの位置づけ

公共サインを統一的に整備するためには、一定のルールが必要であり、そのルールを示す文書として、本ガイドラインのほか「神栖市公共サインデザインマニュアル」（以下、「デザインマニュアル」という。）を作成した。

本ガイドラインは、神栖市における公共サイン整備の基本方針およびシステムやデザイン、管理など、公共サイン整備のすべての段階にわたって原則を示したものである。

一方、デザインマニュアルは、主にサインフェイスのデザインについて具体的な表示例・寸法等を示しており、実施設計段階における解説書としたものである。



序-3 本ガイドラインの種別・系統と対象

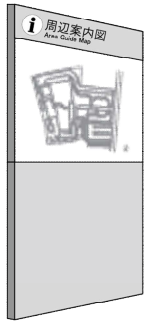
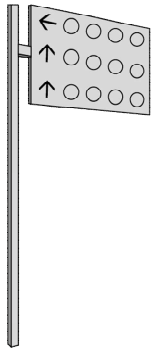
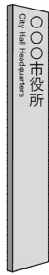
(1) 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は、神栖市全域とする。

(2) 本ガイドラインの種別と系統

公共サインには、概ね次のような種類がある。本整備方針の対象のうち、本ガイドライン及びデザインマニュアルでは、案内サイン・誘導サイン・位置サインを対象とする。誘導サインにおいては、自動車の運転手を対象としたドライバー系サインと徒歩の移動者を対象とした歩行者系サインの2つの系統に分けて示すこととする。説明サイン・規制サインにおいては、個別の整備基準を設けないものの、色彩基準・表記基準は、可能な限り本ガイドラインに準拠する。

■サインの種別と系統

サインの種別		案内サイン	誘導サイン	位置サイン	説明サイン	規制サイン
						
本ガイドラインの対象		○	○	○	△	△
系統	ドライバー系	—	○	—	—	—
	歩行者系	○	○	○	—	—

■サインの種別・系統別の表示概要

案内サイン		- 公共交通の拠点に設置 - 神栖市の全域地図および現在地を含む案内図を表示 - 利用者が立ち止まる空間を十分に確保することが必要 - 案内経路上の主要交差点、広場等に設置
サイン 誘導	ドライバー系	- 案内経路上の交差点、分岐点、目的施設の直前に設置 - 対象施設の名称および方向、施設までの概略の距離を表示
	歩行者系	- 案内経路上の交差点、分岐点に設置 - 対象施設の名称および方向、施設までの概略の距離を表示
位置サイン		- 目的施設の入り口の直前に設置 - 対象施設の名称を表示 - 既存の施設看板の状況を確認し、必要な整備を行う

(3) 対象とするサイン

市内の公共サインには概ね次のような種類がある。太枠内が本ガイドラインの対象であり、市が設置するその他の公共サインは、本ガイドラインに準拠するものである。

また、関係各所・民間企業等において、公共的なサインを設置する場合にも、当整備方針に沿って設置することを推奨する。

公共サインの種類		市内設置事例	
市が設置する公共サイン	市が道路や歩道上から視認できる場所に設置・管理するサイン	 ①案内サイン	対象
		 ②誘導サイン	
		 ③位置サイン	準拠
		 ④説明サイン	
		 ⑤規制サイン	推奨
	国、県が設置・管理するサイン	 国土交通省	
関係各所・民間企業等が設置するサイン	公共交通事業者等が設置・管理するサイン	 バス停などの案内 (市外事例)	除外
	道路標識	  デマンドタクシーなど	

序-4 公共サイン整備の検討課題と基本目標

(1) 公共サイン整備の検討課題

ガイドライン策定にあたり、本市における公共サインの設置状況等の調査を行った結果、以下のよう
な課題が抽出された。

①サインの不足・非効率性

主要な公共施設をはじめ避難場所等に容易な到達を可能とする案内・誘導サインが全体的に不足、また、連続していないものもあるなど、有効に機能しておらず、市民や来訪者にとってわかりづらくなっている。

②サインデザインの不統一

これまで統一的なデザイン基準等がなかったことから、表示方法をはじめ文字の大きさや種類等サインの基本的な約束事が統一されておらず、市民や来訪者が認識・把握しづらい状況となっている。

③希薄な神栖らしさ

公共サインは、その地域の象徴的な存在でもあるが、現状ではサインデザインから明確な地域性が感じられず、新たな公共サイン整備を契機とした神栖らしさが感じられるデザインの検討が求められる。

④サイン盤面などのわかりにくさ

サインデザインの不統一とも関連し、高齢者や車いす利用者、あるいは外国人等が認識しづらい表記やデザインとなっているものも見られる。

⑤公共サインの老朽化

比較的近年設置されたものも見られるが、設置後長年経過した古いものも多く立地しており、サインとしての機能や外観に支障をきたしている。



同施設で異なる名称（②サインデザインの不統一）



コントラストが弱く判読しにくい誘導サイン（④サイン盤面などのわかりにくさ）

(2) 神栖市公共サインの整備基本目標

公共サインの検討課題を踏まえ、それらを解決するための方向性を整理した上で、整備基本コンセプト及び整備基本目標を以下のとおり設定する。

